

### 検査時

国土交通省

出来形確認

→施工管理基準・写真撮影基準に基づき、  
成果表と写真が確認出来ればよい

### 出来高数量について

東京都

実施施工数量を計算し確認

→数量計算書に基づき、各測点、変化点等に  
出来形成果測定及び写真撮影を行い、根拠資料を  
準備する。  
施工管理基準・写真撮影基準以上に、成果表と写  
真が必要。

出来形確認

→施工管理基準・写真撮影基準に基づき、  
成果表と写真を整理する

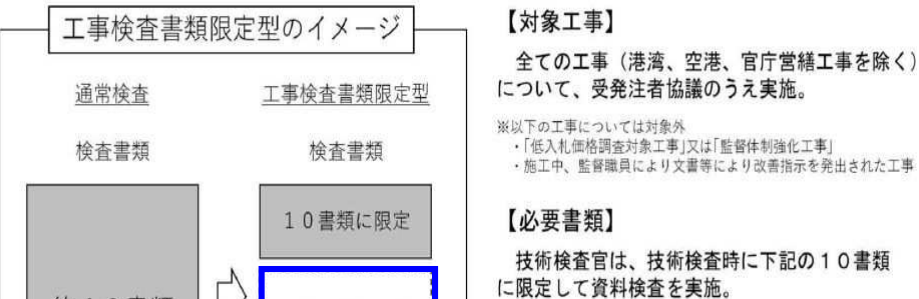
# 国土交通省工事検査

## 土木工事電子書類スリム化ガイド

### 26. 工事検査①

工事検査は「検査書類限定型」を活用し10書類に限定して検査

- 完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査職員の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る。



**【必要書類】**  
技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

① 施工計画書	⑥ 品質規格証明資料
② 施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦ 出来形管理図表
③ 工事打合せ簿 (協議)	⑧ 品質管理図表
④ 工事打合せ簿 (承諾)	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿 (提出)	⑩ 工事写真

### 26. 工事検査②

工事検査は電子データにより実施

- 検査職員は、電子データで検査を行い、別途、紙の書類の提示を求めないこと。



### 26. 工事検査③

不要な書類を作成しても工事成績評価では評価されない

- 土木工事電子書類作成マニュアル及び本ガイドにおいて不要としている書類を作成しても工事成績評価では評価されない。
- 書類の見栄えや多さは、工事成績評価に影響しない。
- 工事概要説明資料(ダイジェスト版)等の工事検査のために新たな資料の作成不要。
- 監督職員、検査職員は、不要な書類の提出、提示は求めないこと。

# 「東京都工事検査資料全体目次」

番号	項目	内 訳		
1	検査資料	1-1 第1回既済検査資料		
		◎ 1. 工事概要		
		◎ 2. 検査対象範囲図		
		◎ 3. 出来高数量内訳書		
		◎ 4. 出来形管理記録		
		◎ 5. 品質管理記録		
		◎ 6. 数量算出資料		
		1-2 ダイジェスト写真		
		1-3 深層混合処理工 報告書 (エボコラム+Pls工)		
		1-4 深層混合処理工 コラム施工データ (エボコラム+Pls工)		
2	検査資料	2-1 ◎ 品質管理関係		
		3-1 工事記録写真		
		3-2 工事記録写真 (深層混合処理工)		
		3-3 工事記録写真 (高圧噴射攪拌工)		
		3-4 工事記録写真 (地中支障物撤去工)		
		3-5 工事記録写真 (鋼管矢板搬入確認)		
		3-6 工事記録写真 (鋼管矢板材料検尺)		
		3-7 工事記録写真 (鋼管矢板施工サイクル)		
		4	提出書類関係	4-1 契約関係書類
				4-2 協議書
4-3 施工体制台帳① 【第1回～第6回】				
4-4 施工体制台帳② 【第7回～第15回】				
4-5 施工体制台帳③ 【第16回～第17回】				
4-6 下請負届 【第1回～第17回】				
4-7 施工計画書① 【1～15】				
4-8 施工計画書② 【16】				
4-9 承諾申請書 【1～16】				
4-10 記録の報告① 【1～57】				
4-11 記録の報告② 【58～94】				
4-12 記録の報告③ 【95～120】				
4-13 記録の報告④ 【121～158】				
4-14 記録の報告⑤ 【159～190】				
4-15 記録の報告⑥ 【191～209】				
4-16 休日等の工事施工届				
4-17 工事施工状況調書				
4-18 週休2日 実施・計画				
5	実施工程表	・ 全体工程表		
		・ 月間工程表		
		・ 週間工程表		
6	監督職員による 施工プロセス チェック (検査前事前確認)	① マニフェスト (高圧噴射攪拌工 (1)～(3))		
		② マニフェスト (深層混合処理工 (4)～(8))		
		排泥車重量管理 (深層混合処理工)		
		排泥車重量管理① (高圧噴射攪拌工・7月)		
		排泥車重量管理② (高圧噴射攪拌工・8月・9月)		
		他企業関係【臨海線施工協議他】		
		建設業退職金制度関係		
		安全教育訓練		
		本社安全パトロール点検表・協力会社パトロール点検表		
		災害防止協議会・安全検討会		
特殊車両綴り				
クマリン検査				

\* 東京都と国交省の検査の違い

東京都・・・出来高数量を満足しているかに重きを置いている。数量確認に時間をかけて、工事全体の過程にはあまり時間をかけない。施工計画書は確認するが、協議、承諾等の関係はあまり確認しない。

国交省・・・工事全体の過程に重きを置いている。工事過程が適正に進められたか。施工計画書、施工体制、打合せ簿（協議・承諾・提出）品質管理、出来形管理等に時間をかける。  
検査書類に【出来高数量】数量算出根拠は必要ない。

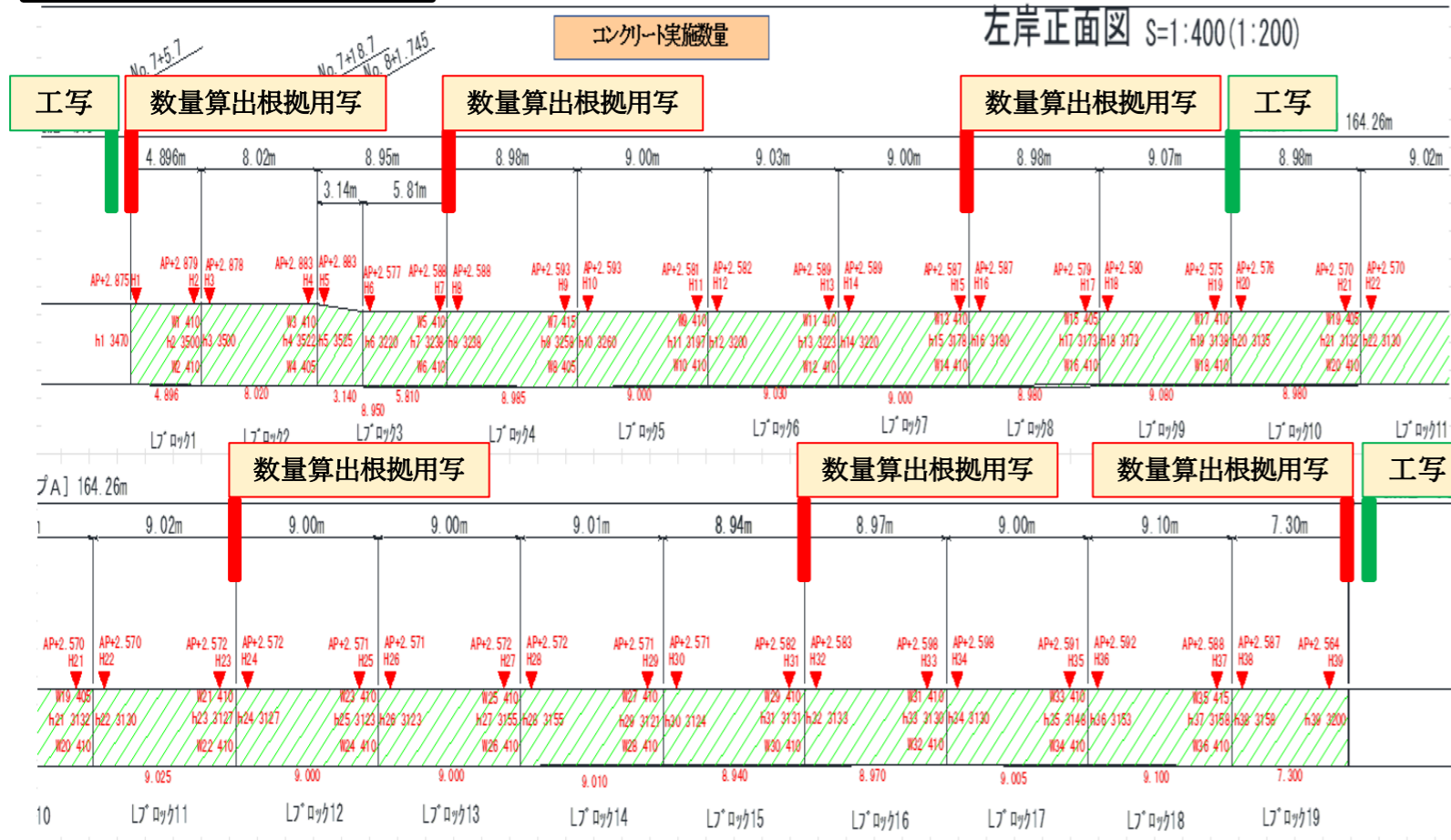
出来形が確認出来れば、設計数量（出来高）を履行したと認められる。（逆に出来形が無ければ出来高を履行する事が出来ない為）

東京都  
数量を算出する為に、数量計算書に基づき出来形写真（根拠用）を撮影し整理しなければならない。  
写真撮影計画の頻度以上に撮影する。  
（例えば、計画撮影頻度40mに1か所で良い、しかし根拠用は20m毎、各変化点等）

# 東京都実施例

護岸補強工（補強コンクリート） コンクリート

施工延長164.26m



出来形管理基準における測定頻度は、東京都と国土交通省とで同じだが、東京都では、出来形管理表と数量算出根拠用写真が必要なため、左図のように写真箇所が増えてしまう。国土交通省では、写真1箇所と成果表があればよい。

## 東京都の出来形管理基準

出来形管理基準・・・■40m毎に1箇所  
40m以下は2箇所測定

## 国土交通省の出来形管理基準

出来形管理基準・・・40m毎に1箇所  
40m以下は2箇所測定

## 東京都の写真撮影管理基準

工事記録写真撮影基準・・・■200mに1箇所  
200m以下は3箇所

## 国土交通省の写真撮影管理基準

工事記録写真撮影基準・・・200mに1箇所  
200m以下は1箇所